

## 令和５年度社会福祉法人指導監査実施結果の概要

令和５年度に日置市が所管する指導監査対象の社会福祉法人は、22法人です。

日置市では、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年４月27日付け雇児発0427第７号・社援発0427第１号・老発0427第１号厚生労働省雇用均等家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に、策定した指導監査実施計画及び実施要綱の別紙「指導監査ガイドライン」により、令和５年度は７法人を対象として、書類審査及び関係職員への聞き取り等を中心に現地で一般指導監査を実施しました。

一般指導監査の結果、法令又は通知等の違反が認められ、早急に改善を図る必要があるものについては、文書により指導を行った上で、改善報告書や挙証書類の提出を求め、改善状況を確認しました。

なお、運営等に重大な問題を有する法人、不祥事の発生した法人等を対象として実施する特別指導監査については、該当がありませんでした。

### １ 指導件数

一般指導監査を実施した７法人のうち５法人に対して、法令又は通知等の違反が認められる場合に行う文書による指導（文書指摘）を計29件行いました。

また、７法人全てに対して、法令又は通知等の違反の程度が軽微である場合に行う口頭による指導（口頭指摘）を計44件行いました。

上記のほかに、７法人全てに対して、法人運営に資するものと考えられる場合に行う助言を計59件行いました。

### ２ 文書指摘事項

文書指摘事項については、評議員・評議員会に関するものが計８件と最も多く、内容は、「評議員の選任において、就任承諾書等を徴していない。又は、欠格事由等の確認を行っていない。」、「評議員会の招集が適正に行われていない」、「評議員会議事録が法令に照らして適切に作成されていない」等です。

このほか、文書指摘事項が多かったものは、順に、評議員等の報酬に関するものが計6件、監事の選任及び職務に関するものが計5件でした。

#### 【主な文書指摘事項】

- ・定款と実情が異なる。
- ・定款の変更が所定の手続きを経ていなかった。
- ・評議員の選任において、就任承諾書等を徴していない。又は、欠格事由等の確認を行っていない。
- ・理事会及び評議員会の議事録を作成していない。
- ・評議員会の招集において、適正な招集手続が行われていない。
- ・議事録に記載すべき事項が記載されていない。
- ・理事の選任において、就任承諾書等を徴していない。又は、欠格事由等の確認を行っていない。
- ・監事の選任において、監事の過半数の同意を得たことが確認できない。
- ・監査報告に法令で定められた必要な記載事項が記載されていない。
- ・監事が決議に加わっている。
- ・理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない。
- ・報酬規程に基づき報酬が支払われていない。

### 3 区分別指導監査の概況

| 区 分            | 対象<br>法人 | 令和5年度指導監査の状況 |      |          |      |          |    |          |
|----------------|----------|--------------|------|----------|------|----------|----|----------|
|                |          | 実施<br>法人     | 文書指摘 |          | 口頭指摘 |          | 助言 |          |
|                |          |              | 法人   | 延べ<br>件数 | 法人   | 延べ<br>件数 | 法人 | 延べ<br>件数 |
| 老人福祉施設         | 3        | 1            | 0    | 0        | 1    | 7        | 1  | 3        |
| 障害者(児)<br>福祉施設 | 5        | 0            | 0    | 0        | 0    | 0        | 0  | 0        |
| 児童福祉施設         | 13       | 6            | 5    | 29       | 6    | 37       | 6  | 56       |
| 社会福祉協議<br>会    | 1        | 0            | 0    | 0        | 0    | 0        | 0  | 0        |
| 計              | 22       | 7            | 5    | 29       | 7    | 44       | 7  | 59       |

